

【ABC 消費者情報 Vol.126】

◎引越しサービスのトラブルにご注意ください！

3月、4月は引越しが集中する時期です。サービスや補償内容をよく確認してトラブルを防ぎましょう。

■相談事例

- 衣替えの際に秋物の服がないことに気がついた。引越し時に紛失したのではないか。
- 到着後、確認したら、家具に傷がついていた。どうしたらよいか。
- もっと安い引越し業者が見つかった、そちらと契約したい。別の業者から既に受け取った梱包用のダンボールはどうなるのか。

■アドバイス

- 業者を決めるときは、複数の業者から見積りを取り、費用だけでなく解約料や補償内容等も事前に確認しておきましょう。
- 引越しが完了したら、すぐに荷物の個数や状態を確認しましょう。万が一、引越し後に荷物の紛失や破損に気がついた場合は、すぐに業者に連絡しましょう。
- 梱包用のダンボール等は、契約先が確定してから受け取りましょう。契約先を変更した場合、ダンボール代等を請求されることもあります。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611